

次期学習指導要領に向けた検討事項と、今、大切にしたい取組

【検討項目④】 自立活動の充実に向けた方策について —教育活動全体における自立活動の位置付け、自立活動と各教科等の指導の関連の徹底—

平成26年1月、我が国は「障害者の権利に関する条約」の締約国となりました。これを踏まえ、「障害者基本法」「学校教育法施行令」「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」など、教育分野において様々な制度改正が進められてきました。

特別支援学校の現行学習指導要領も、その一つです。特に「解説 自立活動編」については、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の捉え方や、「社会的障壁」との関係から捉える自立活動の指導、「合理的配慮」と自立活動との関連など、障害者権利条約の趣旨を踏まえた解説が加えられています。

現行の学習指導要領(小学部・中学部)が全面実施されてから9年が経過し、障害者権利条約の理念は着実に浸透してきました。現在では、障害のある人を「支援される存在」としてのみ捉えるのではなく、社会の対等な構成員として、自らの意思で人生を主体的に選択していく力を育むことが重視されています。こうした考え方として、「セルフアドボカシー」という理念が注目されています。

このような背景を踏まえ、特別支援教育WGでは、自立活動について次の①～④の四つの側面から審議が進められています。

① 子ども主体の自立活動の更なる展開

(ア) 現状・課題

- 「社会モデル」の視点を踏まえ、障害を本人の機能面だけでなく、社会的障壁との関係から捉えた自立活動の指導が求められている。
- 子ども自身が自立活動を学ぶ意義を理解し、卒業後の自立や社会参加につながる「子ども主体」の指導の充実が必要である。
- 課題設定が教師視点に偏りやすく、子ども自身が感じる困難さを考慮した指導目標の設定や、必要な項目を選定し、項目同士を関連付けた具体的な指導内容の整理が課題となっている。

(イ) 審議の方向性

- 障害の「社会モデル」を踏まえ、教師主導ではなく、子ども主体の自立活動へ更に展開していくことが必要である。
- 実態把握では、本人の状態だけでなく、環境因子を含めた「社会モデル」の視点を重視する必要がある。
- 指導すべき課題の整理では、6区分による実態把握に加え、子ども自身が感じている困難さも考慮することが重要である。
- 学校生活や社会参加における困難さを子どもと共に整理し、自己評価や振り返りを取り入れることが求められる。
- より一層、子ども自身の自己選択・自己決定を支えるため、意思表示を促す指導内容など、指導計画上の配慮事項を充実させることが必要である。

では、①の審議を踏まえ、今、学校として何を大切にすべきでしょうか。

〈今、重視したい取組〉

現行の『解説 自立活動編』に示されている次の4点を、改めて十分に理解し、実践につなげていくことです。

- 第2章 「(2)障害の捉え方の変化と自立活動とのかかわり」を踏まえ、ICF の考え方を参考にしながら、自立活動の指導を考えること。
- 第2章 「(3)合理的配慮と自立活動とのかかわり」を踏まえ、指導内容と合理的配慮との関連を十分に考慮すること。
- 第7章 「(3)具体的な指導内容の設定」を踏まえ、特に「自ら環境を整える」「自己選択・自己決定を促す」「自立活動を学ぶ意義を考えさせる」指導内容を重視すること。
- 第7章 「8 個別の教育支援計画等の活用」を踏まえ、「本人の願い」を把握し、それを自立活動の実態把握や指導計画に反映できているかを点検すること。

- 虹の原では、自立活動の個別の指導計画を作成するための「情報整理シート」において、「個別の教育支援計画」から転記する「卒業後(3年後)に目指す姿」を整理する過程で、「本人の願い」や「保護者の願い」の把握に努め、自立活動の「課題の整理」に生かしていきたいと考えています。
- また、今後は「セルフアドボカシー」の考え方についても、校内研修等を通して理解を深めていきたいと考えています。

② 教育活動全体における自立活動の位置付けと、自立活動と各教科等の指導の関連

(ア) 現状・課題

- 知的障害特別支援学校を中心に、自立活動の年間授業時数が 34 時間未満の学校もあり、適切な時数設定が十分でない状況が見られる。
- 「教育活動全体を通じて適切に行う」という総則の理解が不十分で、教育活動全般を自立活動と捉えている学校がある。
- 各教科等を合わせた指導において、自立活動の時数計上や個々の指導目標や指導内容が曖昧なまま実施される場合がある。
- 各教科等と自立活動との密接な関連を保ち、教育活動全体を通じて適切に行う重要性が十分に浸透していない。

(イ) 審議の方向性

- 自立活動を教育活動全体で推進する観点から、教育課程における意義や位置付けを総則でより明確に示してはどうか。
- 自立活動の指導と各教科等との密接な関連を図るためにも、障害による学習上又は生活上で生じる困難さと、自立活動の指導との関連を図ることの例示を解説で示してはどうか。
- 各教科等を合わせた指導でも、教育の内容と指導の形態を区別し、自立活動を含む各教科等のそれぞれの授業時数を明確に計上し、総授業時数とすることを示してはどうか。

では、②の審議を踏まえ、今、学校として何を大切にすべきでしょうか。

〈今、重視したい取組〉

自立活動の個別の指導計画システムにおいて、特に「実態把握」と「課題整理」の段階で、次の2点を重視して取り組むことです。

- 知的障害の特性として、学習した知識や技能が断片的になりやすく、生活場面で生かすにくいことを踏まえ、各教科等で見られる学習上の困難さを丁寧に検証すること。
- 各教科等で見られる学習上の困難さと深く関係する「4 環境の把握」の各項目が意味する内容を、解説等を通して十分に理解し、課題の抽出に生かすこと。

- 虹の原では、知的障害による学習上の困難さをよりの確に把握するため、「4 環境の把握」を中心に「自立活動実態把握チェックリスト」を改訂しました。
- 改訂版では、チェック項目を分かりやすく示す「補足事項」を加え、表形式で整理しています。
- これにより、教師が児童生徒の生活面だけでなく、教科指導における学習上の困難さにも目を向けて実態把握しやすいよう工夫しています。
- 今後も、自立活動の時間を適切に設定し、その妥当性を検証するとともに、各教科等の目標達成に必要な授業時数を精査し、確保していきます。

③ 自立活動の内容等の示し方

(ア) 現状・課題

- ・ 指導内容を設定する際、6区分 27 項目から必要な項目を選定し、関連付けて具体的な指導内容を設定するという理解が十分でなく、区分そのものを指導内容のまとまりとして捉えたり、「内容」をすべて扱うものとして指導したりする場合がある。
- ・ 区分の「4 環境の把握」は、感覚の活用や認知の特性など、学習上又は生活上の困難さと深く関わるが、その意味や各項目の意図が十分に理解されず、実態把握や具体的な指導内容に生かし切れていない。

(イ) 審議の方向性

- ・ 自立活動の「内容」について、「すべてを扱うもの」といった誤解や、障害区分ごとの指導内容と受け取られる混乱を避けるため、実態把握に基づいて指導すべき課題を整理し、必要な項目を選定・関連付けて具体的な指導内容を設定することを、より明確に示してはどうか。
- ・ 教師にとって分かりやすく、活用しやすい示し方を目指し、学習指導要領の目標・内容の構造化・表形式化の検討の方向性も踏まえ、自立活動の内容について表形式化を行ってはどうか。(← ※詳細は(ウ)に示す)
- ・ 特に「4 環境の把握」については、表形式で体系的に整理し、実態把握や具体的な指導内容につなげやすくしてはどうか。
- ・ 「1 健康の保持」の「身体各部の状態の理解と養護に関すること」の「養護」については、より主体的な取組を促す観点から、「対応」への変更を検討してはどうか。

(ウ) 構造化・表形式化に係る論点

- ・ 自立活動は、心身の調和的発達の基盤を培い、各教科等における資質・能力の育成を支える役割を担っている。
- ・ 自立活動は、子ども一人一人の実態に即した指導目標を設定し、内容の中から必要な項目を選定して指導内容を設定していくことから、現行の学習指導要領では、各教科等のように資質・能力ごとの構造化は行われていない。
- ・ そのため、自立活動を各教科等と同様に「高次の資質・能力」を基盤として構造化することには馴染みにくい面がある。(← 「校長の窓 vol.3」参照)

一方、

- ・ 教師にとって分かりやすく、使いやすいものとするため、表形式による整理は重要である。
- ・ 特に、通級による指導担当者や特別支援学級担当者、経験の浅い教師にも理解しやすい記述とすることが求められている。

(エ) 自立活動の内容の表形式化イメージ

- 想定されるメリット
 - ✓ 実態把握の観点として活用しやすくなる。
 - ✓ 適切な指導目標や指導内容が設定しやすくなる。
 - ✓ 体系的な理解につながり、障害名や特定の指導方法などに偏った指導になりにくい。
 - ✓ 項目同士を関連付けた指導内容を考えやすくなる。

新たに記載
(イメージ)

内容	内容は、心身の調和的発達の基盤を培うための「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「生涯による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」から構成され、区分、項目として示している。自立活動の指導に当たっては個々の指導目標を達成するために必要な項目を以下から選定し、それらを相互に関連付け、具体的な指導内容を設定するものである。		
区分	区分の観点	項目	項目の趣旨 新設(仮称)
1 健康の保持	新設(仮称) 生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点から内容を示している。	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。	体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ること。
		(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。	自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすること。
		(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。	病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすること。
		(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。	自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていくこと。
		(5) 健康状態の維持・改善に関すること。	障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること。
以下の区分、区分の観点、項目、項目の趣旨は、省略			
内容の取扱い	具体的な指導内容を設定する際の留意点等を示す。		

では、③の審議を踏まえ、今、学校として何を大切にすべきでしょうか。

〈今、重視したい取組〉

現行の『解説 自立活動編』に示されている、次の2点を重視して取り組むことです。

- 第6章「自立活動の内容」における27項目それぞれの「① この項目について」を熟読し、各項目が意味する内容を正しく理解すること。
- 「自立活動の内容」の表形式化イメージ(案)に新設された「区分の観点」や「項目の趣旨」は、新たな考え方を追加したものではなく、現行の「解説 自立活動編」に示されている、6区分の意味、各項目の「① この項目について」を整理・再構成したものであることを理解すること。

- 虹の原では、全教職員を対象に「自立活動の指導に関する自己評価シート」を実施しています。特に、採用10年目までの若手教師については、実態把握から評価・改善までの各手続きに対する理解度を確認し、課題の見られた項目について理解と実践力を高められるよう、個別の指導計画システムにおいて自立活動専任による省察支援と連動させて取り組んでいます。
- 学習によって得た知識や技能が断片的になるなど、知的障害の学習上の特性から教科の指導で生じる学習上の困難と深く関係する「4 環境の把握」を中心に、若手教師にも分かりやすく活用しやすいものとなるよう、「自立活動実態把握チェックリスト」の改訂と更なる構造化(中核的な表記の追加等)を行いました。
- これにより、教師が児童生徒の生活面だけでなく、教科指導における学習上の困難さにも目を向け、実態把握を行いやすくなるよう工夫しています。

④ 個別の指導計画の更なる充実(実態把握から指導目標・内容の設定までの考え方・プロセス)

(ア) 現状・課題

- 個別の指導計画作成の基盤となる実態把握について、現行の学習指導要領では、「障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などを的確に把握すること」と示されている。しかし、生育歴や生活習慣、興味・関心、生活環境など把握事項が多岐にわたるため、自立活動の指導に必要な実態把握につながりにくいことが指摘されている。
- 個別の指導計画作成において、流れ図の⑤「指導目標の設定」から⑥「項目の選定」までの手続きについて、その考え方が解説や流れ図で十分に示されておらず、どの項目を選定すればよいか分かりにくいという課題がある。
- 各教科等と自立活動の個別の指導計画をまとめた書式で作成している学校では、指導すべき課題の整理を曖昧にしたまま指導目標が設定されている。

(イ) 審議の方向性

- 多面的な実態把握は子ども理解に不可欠である一方、個別の教育支援計画等と内容が重複する場合もある。そのため、自立活動における実態把握は、網羅的に情報を集めることよりも、6区分の観点から必要な内容を整理することが重要であることを明確にしてはどうか。併せて、既存の諸計画を活用し、重複入力など業務負担を生まない工夫を示してはどうか。
- 流れ図の⑤から⑥の手続きについては、指導目標の達成に向け、子どもに必要な項目を選定するという視点を明確にし、27項目から必要な項目を選定しやすくしてはどうか。また、項目同士を関連付けた具体的な指導内容や適切な指導方法の検討につなげやすくしてはどうか。
- 個別の指導計画作成に係る手続きについて、その意義や必要性を、自立活動の基本的な考え方と関連付けながら、より丁寧に解説に示してはどうか。その際、各教科等にわたって作成する個別の指導計画との違いについても明示してはどうか。

(ウ) 指導目標の設定から指導目標の達成に必要な項目を選定に関する改善(イメージ)

改善の方向性

【考え方】 指導目標を構成している要素は何かを整理・分析することで、27項目から選定しやすくする。
 【拠り所】 自立活動における表形式の活用により、指導する教師が選定しやすくする。

具体例(流れ図の④・⑤から⑥の考え方と拠り所)

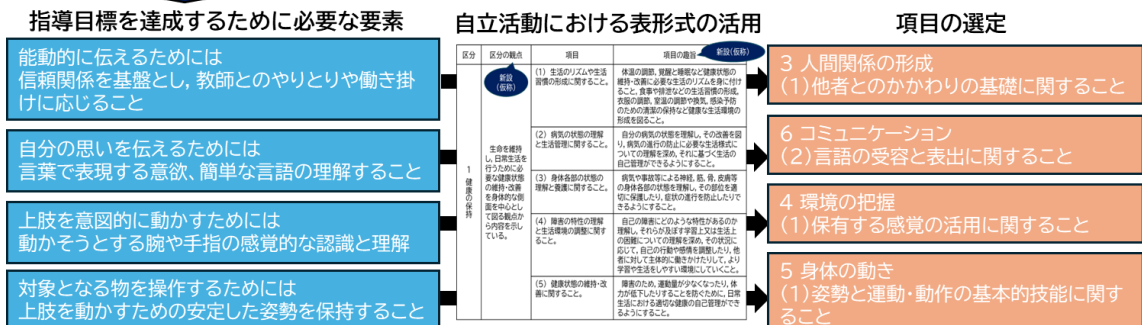
④ 中心的な課題

知的障害を伴う肢体不自由のあるAさんは、もてる力で言葉で表現したり、物を操作したりしようとする意欲がある。一方で、脳性まひにより言語表出が不明瞭で相手に伝わりにくかったり、言葉の意味理解が不確かであったりする。また、不随意運動が生じることにより教材を注目したり、手を伸ばすなどして操作したりすることに困難がある。そのため、言語理解を基盤としたコミュニケーションに対する苦手意識、人と関わることに對して受身的になったり、運動・動作に対する成功体験の少なさなどにより学習上又は生活上の困難が生じている。

⑤ 指導目標

能動的に自分の思いを伝える力を高め、上肢を意図的に動かし、対象となる物を操作できるようにする。

整理・分析



では、④の審議を踏まえ、今、学校として何を大切にすべきでしょうか。

〈今、重視したい取組〉

現行の『解説 自立活動編』に示されている、次の2点を熟読し、3点目に取り組むことです。

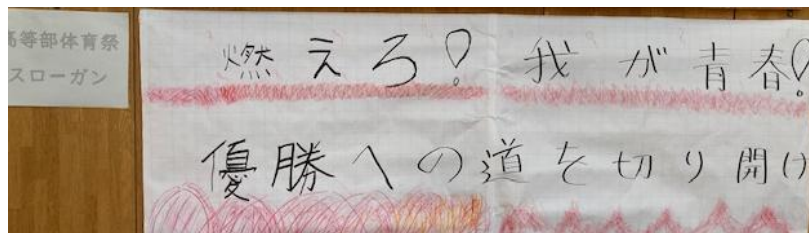
- 第3章「(2)自立活動の内容とその取扱いについて」
- 第7章「(2)指導目標(ねらい)の設定」と「(3)具体的な指導内容の設定」
- 「課題関連図」で検討した一つ一つの課題を、27項目に照らしながら、設定した指導目標に関係する項目を選定すること。

- 虹の原では、自立活動の個別の指導計画システムの年間の流れに沿って、設定した具体的な指導内容が中心課題とどのように関連しているかを確認する手続きを大切にしていきます。
- その際、具体的な指導内容の設定において、関連付けた項目・要素に、中心課題に関する項目・要素が十分に含まれていることを確認していきます。
- また、一つの項目・要素のみに関連する指導内容については、「項目同士を関連付けて具体的な指導内容を設定する」という自立活動の基本的な考え方に照らし、再考していきます。
- 一方、発達の初期段階にある子どもの場合、一つの指導内容にすべての区分を関連付けて整理しがちですが、「どのような調和的発達の基盤を培うための指導なのか」を明確にするため、関連付ける項目を精選する視点も大切にしていきます。

上記①～④のほか、特別支援学級においても自立活動の時間を適切に設けた上で、教育活動全体を通じて自立活動の指導を行うことや、通級による指導についても、自立活動を取り入れることを明確にした上で、自立活動と教科をより密接に関連させることを明確化してはどうか、と審議が進められています。

参考/引用文献

- 教育課程部会 特別支援教育ワーキンググループ(第4回)配付資料 文部科学省(令和7年12月)
- 自立活動の理念と実践 古川 勝也・一木 薫 編著 ジアース教育新社(平成28年12月)



「やってみよう」、「もう一度やってみよう」、「最後までやってみよう」
この言葉を大切に、魅力ある虹の原の教育を育んでいきます。